

# 「子どもを虐待から守る条例」の改正における主な論点（事務局案） について

## 1 条例改正の検討について

令和6年7月5日の第1回会議、9月13日の第2回会議の検討結果をふまえ、下記2のとおり改正における主な論点について、事務局案として整理し、10月10日の第3回会議にて検討しました。

## 2 改正における主な論点

### (1) 総論

#### ○条例の対象範囲について

・本条例の対象とする「虐待」については、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼし、次世代に連鎖するおそれがある「保護者による虐待」に焦点化した現行条例の範囲を継承しつつ、県及び関係機関等による未然防止、早期発見・早期対応、社会的養護の子どもへの支援、ケアリーバーへの自立支援等の取組を一層推進する条例となるよう検討する。

#### ○子どもの安心・安全確保への支援につなぐ

・子どもの権利侵害に対する相談については、三重県子ども条例との整合性を図りながら、子どもの安心・安全確保に向けて関係する支援機関につなぐ責務について検討する。

#### ○子どもの権利擁護について

・令和4年の児童福祉法の改正において義務化された子どもの意見聴取等措置をふまえ、一時保護や里親委託・施設入所など、子どもの生活に重大な影響を与える措置決定時に、子どもへの説明・意見聴取・意向を反映することなどについて、条項の追加を検討する。

### (2) 体制づくり

#### ○未然防止の取組の推進

・妊産婦や特定妊婦、予期しない妊娠、高リスク家庭への支援など、虐待の予防、未然防止に重点を置き、基本的な考え方に示す。

#### ○早期発見・早期対応

・支援が必要な保護者の早期発見・早期対応につながるよう、母子保健機能と児童福祉機能との一体的な運用を行うこども家庭センターの運営強化に向けた県の支援を検討する。

### (3) 連携強化

- ・ 児童虐待対応は児童相談所だけで対応できるものではなく、市町や警察など、関係機関との一層の連携強化が重要となる。

#### ○要保護児童対策地域協議会における連携強化

- ・ 情報提供の努力義務化の検討。
- ・ 危機的状況を見逃さない要対協の運営強化支援として、要対協を実質的なものにするためには、構成機関の予めの共通認識をつくることが必要であり、市町に対する運営強化のための情報提供や研修についての支援を条項に盛り込むことを検討する。

#### ○警察との連携強化

以下の情報連携について検討する。

- ① 重篤事案（虐待による外傷、性的虐待、衰弱等の重大なネグレクト）に関する情報。
- ② 児童相談所や関係機関における対面による安全確認ができない事案に関する情報。
- ③ ①に起因した一時保護や施設入所措置を解除して家庭復帰する事案に関する情報。

### (4) 人材育成

#### ○児童相談体制の強化

- ・ 人材育成計画に基づく研修体系の位置づけを条例上明確化するとともに、職員の職務遂行能力の向上に向けて、各児童相談所に指導及び教育にあたるスーパーバイザー児童福祉司・児童心理司の配置を進めるなど、体制整備や人材育成につなげる規定を検討する。

#### ○研修

- ・ 死亡事例を風化させず、また検証結果からの課題や提言について、多機関の実務者が学び合う機会が必要であり、条項追記について検討する。

## 3 今後の予定

- |      |     |                                       |
|------|-----|---------------------------------------|
| 令和6年 | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）<br>パブリックコメントの実施 |
| 令和7年 | 3月  | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）                 |
|      | 6月  | 議案提出<br>医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）<br>公布  |